



住宅だより

市営・道営住宅の維持管理 令和7年度12月号 発行 釧路市住宅公社

自治会関係

市・道営住宅とも、共用部の照明やエレベーター使用等で発生する共用電気料金は入居者負担で、徴収及び支払いは自治会がおこなうことになっていきます。未納や遅れの発生は支払いに影響するため、遅れなくおさめるようお願いいたします。実際に未納により通電が停止され「テレビが見られなくなった」など多くの世帯で影響が出た事例もあります。また、昨今の物価高騰により、各種料金が軒並み上昇しておりこれまで通りの徴収額ではまかなえないとの相談も寄せられています。不足が見込まれる自治会では入居者に対して適正額徴収の必要性をお伝えするとともに、入居者のみなさんにはご理解い

除雪に協力

団地内の雪かきは入居者のみなさんで協力して行ってください。玄関や通路や駐車場などいつも使う場所はみなさんで力を合わせてお願いいたします。高齢者の方も多く入居されており、人手の確保も大変だと思いますが、互いに協力し合い除雪を行いましよう。また、団地付近の道路に車を駐車していると道路除雪の妨げになりますのでご協力をお願いします。

屋根・外壁からの落雪

この時期に気をつけなければいけないのが、屋根にできるひさし状の積雪「雪庇」です。市営住宅などの高い建物の

落氷雪は少量でも危険です。気温が低い北海道では、大きくなりやすく降雪時の危険性が高まります。晴れて気温が上がった日や、雨が降ったりすると屋根の雪がゆるみ固まりになって一気に落ちてくる危険があります。建物の出入り口などでやむを得ず近づく場合は、頭上に十分に注意して下さい。また、建物に近づきすぎず安全な距離を保って歩きましょう。

カビや傷みを防ぐ結露対策のすすめ

寒い季節は室内と外気の温度差が大きく、窓や壁に結露が生じやすくなります。結露をそのままにすると、カビやダニの繁殖、建具や壁紙の劣化につながります。予防のために、こまめな換気や除湿を心がけ、窓に

付いた水滴は早めに拭き取りましょう。家具は壁から少し離して配置すると空気が流れやすく、結露防止に効果的です。日頃の小さな工夫が快適な住環境を保ちます。

退去が決まったら

退去されるときは退去届の提出が必要です。家賃が日割りになるので引越日が決まり次第提出し、立会検査の予約をしてください。検査当日は退去修繕費を徴収する場合がありますので現金またはクレジットカードを準備してください。鍵も返却していただきます。破損や過度な汚損があると高額になります。また、事前に電気・水道・ガスなどの解約手続きも忘れずに行ってください。家賃や自治会費の滞納がある場合

も忘れずに支払いをお願いします。

無断駐車厳禁！

契約車両以外の駐車や敷地内または周辺への長時間の無断駐車はやめましょう。通路などの駐車区画以外への駐車は、緊急車両の通行を妨げる恐れがあり救急活動や消火活動に支障をきたします。迷惑にならないようルールを守って駐車してください。改善されない方には住宅を明け渡していただく場合があります。無断駐車を発見したら自治会または住宅公社に連絡願います。

高齢者向け軽度生活援助事業

まれての一時飼育も同様に禁止です。ペットの飼育により鳴き声、抜け毛、フン尿などで住人トラブルや、生活環境の悪化原因にもなりますので絶対にしないでください。また、餌付けも禁止です。ペットに係わる行為を発見したら住宅公社まで連絡願います。

家賃等は納入期限内に

ることをお勧めします。対象者や利用時間及び回数など制限が設けられていますので、詳細は釧路市介護高齢課、釧路町介護支援課にお問い合わせください。



家賃等の納入期限は毎月末日(12月の納入期限は市営住宅が25日、道営住宅は1月4日、土日祝日の場合はつぎの平日)です。納入期限内に納めていただけた場合は、翌月下旬に督促状を送付することとなります。納入期限日までの納付をお願いします。

住宅使用料等のお支払いは安心・便利な口

座振替をおすすめします。手続きは住宅公社までお問い合わせください。

家賃減免・徴収猶予の申請について

公営住宅の家賃は、皆さんに提出していただいた収入申告書にもとづき、世帯収入に応じて決定しています。しかし、病気や失業等により家賃の支払いが困難な場合は一定期間減額する「減免」という制度があります。申請に応じて減額・免除・徴収猶予に該当するか審査しますのでお困りの方はご相談ください。なお、減免中の方は、減免期間が終了する時に新たな申請が必要となりますのでご注意ください。

口座振替している方へ

令和7年度12月分の家賃等の口座引落日は、市営住宅は12月25日(木)、道営住宅は1月5日(月)です。

ペット飼育厳禁

市営住宅・道営住宅では、犬・猫などのペットの飼育を禁止していません。身内・友人から頼

市営住宅・道営住宅指定管理者

一般財団法人釧路市住宅公社

営業時間／平日8時45分～17時30分

営業時間内の連絡先 **31-4563** (直通番号)

営業時間外および緊急修繕に関する連絡先 **23-5151** (釧路市役所代表番号)

※時間外における災害や緊急修繕に関するご連絡は時間外連絡先へお願いします。

